

フリードリッヒ・リスト (1)

赤羽豊治郎

I

リストとアダム・ミュラーとの関係は或は相似、或は対立ともみられている。⁽¹⁾が、始めともに学をアダム・スミスの学徒として自由主義の影響の下に修めたが、やがてスミス批判に転じ、⁽²⁾独逸歴史派経済学の道を開いたことは改めて説くまでもなからう。

リストのスミス批判の立脚点はかの生産力の理論である。これはすでにグラフ・フォン・ゾーデンやミュラーの如き同時代人の主張を深化したといえる。ゾーデンは生産力を有形財の生産に止らず、「人間の福祉を増加する享樂、それ故に例えば学者の研究も、さらにわれわれの物理的研究（農学者・化学者等の）ないし精神的鑑賞（講演者・詩人等）を高める一切の作業や役務も生産的であり、その創造者は真の生産者である。生産物の確保、例えば財産の保全や各自の健康保護を職務とする全官吏もまた同様の事情にある」として、精神的資本に關説する。また生産力は「財産の本質的部分である」「価値なき原料は生産力の程度に従つて価値計算が行わる。生産物に内在する生産力こそ、矢張り原資材より遙かに大なる価値を有する」といい、さらに生産力を(1)各個人と(2)国家とに分け、前者は農工商の各産業部門における各人の努力にまつが、後者は国民財産を裕かならしめる一切の組織的立法と規制的政策・司法ならびに財政的立法に再分し、国家の任務をもつて、何よりもまず最高度の生産力に見合う原料を調達し、各人の生産力と国民全体の生産力を立法と行政的手段を通じてこれを組織するにある、とみている。⁽³⁾

またミュラーも富そのものよりも生産過程を重視し、生産力は独り筋力労働に限らず精神的諸力の共力にまつことが多いとし、これらの諸力はスミスが非生産的とみなした俳優・音楽家・僕婢・ある種の為政家・僧侶・学者のそれである。かれの生産力の理論も、この種の精神的財貨の主張に支えられている、と述べているのである。ことに、国家には一切の生産の可能性を提供する力ありといい、「この力こそ、一切の生産の不可欠条件である。それ故に各個人の生産力はそれ自らより高き生産力、市民社会あるいは国力から生産せられ媒介せられる限りにおいて、生産しあるいは媒介し得るものである」。⁽⁴⁾

生産力にかかる独逸理論はリストに至つて生産力の「国民的体系」に凝結したとみるを得るのであつて、かれ自らの言葉はこれを裏書している。「個人が如何に勤勉・節約・発明的・企業的・道徳的・知的であろうとも、国民的統一なく国民的分業と生産力の国民的結合なくしては、その国民は決して高度の幸福と勢力とを得られず、またその精神的・社会的および物質的の財の永続的所有を確実にしないであろう。」⁽⁵⁾進んで、ゾーデンやミュラーにおいて分析及ばさりし生産力の源泉に触れ、「基督教、一夫一婦制、奴隸制および農奴制の撤廃、王位の世襲、字母書法・印刷機・郵便・貨幣・度量衡・曆・時計等の發明、治安警察、自由土地制度の採用および運輸機關は生産力の「富な源泉である」として、これを列挙し、さらに「生産力の増減に多かれ少かれ影響を与えることのない法律または公共的施設なるものは、殆んど考えられない」といい、ミュラーの国家の生産性の主張に同じているのである。⁽⁶⁾

かれのミュラーとの相似は更に^{ナチオナリテート}国民体の把握において顕著である。ミュラーは「個々の…市民と永遠の人類……との間に媒介者がある。かれは有限の人間と無限の人類とを融合和解せしめ、かつ両者は互に理解し合う形象であつて、これは特殊の国家の理念あるいは国民体である。この理念は近年生じたもので、以前にはなかつた」といつた。それに符節を合す如く、リストは「個人と人類との間の中間物としての国民なるものの性質の上に、私の全建築を置いている。永らく私はそれを政治経済学の自然的体系と名附くべきではないと躊躇していた。私が従来の諸体系はすべて事物の性質から汲み取つたものでなくて歴史の教えと矛盾する、と言つてきた点からすれば、この名称だつて等しく、また或る点では恐らく自分の選んだものよりも一層適切だつたであろう。」と論じている。国民も国民体もかれにおいては同義に使用されてい、それは歴史の形成物である。国民体はミュラー、リストに共通の概念であるといえよう。

かく比較し来ると、両者は概念形成の過程において多くの近親性をもつが故に、ミュラーのリストに与えた影響が注目され、遂にかれの生時においてブリュッゲマンがそのミュラー剽窃を指摘したため、リストは然らざる理由を公けにしたのである。じつと、ミュラーとかれとの邂逅は1820年紺納のアンハルト・ケーテン侯の許で一応友好的に行われた⁽⁸⁾が、かれ自身ミュラーの「国家学綱要」(1809年)を1842年まで読んでいないという⁽⁹⁾。反つて、実践的立場の相違はやがて両者を対立と断絶に追い込むこととなる。すでに、ミュラーはメッテルニヒに仕え、リストの主張する国内関税の撤廃と共通の関税政策の樹立を排斥してい、かれが「全独逸的な関税線の創設は危険きわまる革命の一つ」とみるため、意見の一致をみるを得なかつただろうし、また右の席上フリードリッヒ・ゲンツはかれに反感を示したと思われ⁽¹⁰⁾。このことは両者の性格の差異許りでなく、ミュラーがメッテルニヒに仕致し、進んで羅馬旧教に改宗した事実⁽¹¹⁾に帰し得るであろう。かれが当時なお封建色濃き農業国・墾太利に移り、保守的政治家たるメッテルニヒのブレンたることに遠因がある、といつてよい。しかるに、リストは古き帝国自由都市ロイトリンゲンに生れ、漸く勃興せんとした南独の初期産業資本主義の代弁者として、関税施設を通じて経済的自由主義の促進者たる使命に、波瀾多き一生を捧げた実践の闘士であつた。

以上の事情は両者をまつたく別流にさをさしめる結果となつた。ミュラーはまつたく懐古的であり、封建制度のなかへ後代の運命を托せんとし、経済の基調を「中世的自然経済」(ロッシャー)におこうとしたが、リストは専ら「未来の人として工業の使徒」(バクサ)となり、「新貨幣経済」の形成に熱情を傾けんとした。かかる相反の態度はたんに経済論に限らず、国家論において、社会問題⁽¹²⁾の⁽¹³⁾解明に対しても等しくみだし得るのである。

(1) フリードリッヒ・リストは1789年8月6日南独ロイトリンゲンの鞣皮匠の子として生れ、1846年11月30日チロルのクーフスタインで自尽した。かれは1817年チーピング大学⁽¹⁴⁾の行政学教授となつたが、1819年フランクフルトの独逸商工業同盟に参加したため官職を罷免され、その後各種の扇動行為に出て処罰を受け、1825年遂にアメリカに渡る。ペンシルヴァニアにおいて農業経営・雑誌編集を経て炭坑経営にあたり産をなす。また石炭輸送のため鉄道の建設に従う。その間「アメリカ経済学綱要」を著す。

1832年ライプチヒのアメリカ領事に任命され帰国、33年独逸鉄道網の立案とその普及につとめ、37年ライプチヒードレスデン鉄道の一部開通をみた。これと併んで、独逸関税同盟の結成に心血を

注ぎ、同志と共に東奔西走席の温ることなく、ついに精神病の侵すところとなつた。かれの著作はフリードリッヒ・リスト協会によつて前後10巻に収められ公刊されているが、経済学については主著「政治経済学の国民的体系」(1841年)、前記の「アメリカ経済学綱要」(1827年)「政治経済学の自然的体系」(1837年)および「農地制度・零細経営および国外移住」(1842年)があげられよう。また晩年の政治的論策の一つである「独逸人の政治的・経済的・国民的統一」は、独逸統一の理想を説けるものとして高く評価されている。

- (2) 「リストは教授として1818年の大学講義はまだスミス主義の地盤に立ち、その学派に対し少しも論争的でなかつた、ことははつきりしている。が、その翌年に至ると、かれは学派に就て内心ではすでにまったく離反的となつたが、日和見的配慮から公然と排撃に出でなかつた。」

T. Surányi- Unger, Philosophie in der Volkswirtschaftslehre. Jena. 1926. Bd. II. S. 192.

- (3) 拙稿「独逸経済学における国民経済の意味」関西大学経済論集第九巻第六号(昭和35年)。
 (4) 拙稿 前掲論文。
 (5) Friedrich List, Das Nationale System der Politischen Oekonomie, Gehrig Ausgabe. 1950. S. 66. 谷口・正木両氏訳フリードリッヒ・リスト「国民経済学体系」改造文庫(昭和16年)上巻74—75頁。
 (6) List, Ebenda. S. 227. 邦訳231頁。
 (7) List, Ebenda. S. 40. 邦訳51頁。
 (8) Hans Gehrig, Friedrich List und Deutschlands Politisch-ökonomische Einheit. 1956. Leipzig S. 293.

むしろ、かれの生産力理論はみずから着想をルイ・セイ、シャプタル、フェリエ、シャルル・デュパン等一連のフランス学者に負う旨を明かにしている。

- (9) 「私は二人(リストとゲンツ)を代理公使会議でヴィーンに滞在中(1820年)個人的に知り合つたのである。当時プロイセンに反抗していたアンハルト・ケーテンの亡君の許で⁽¹⁸⁾、屢々一緒になつたことあるミュラーは、それどころか私を信頼してくれた。ゲンツはかれの地位およびイギリスとの関係上それほど愛想よくなかつた。が併し繰返し私と討論を試みた。尤もそれは興味の少ないものではなかつたが、殆んど一致点に達することがなく、ために彼は私がヴィーンを出発するや、直ちにアルゲマイネ紙において、私に対し匿名で論戦を開始して来た。そのため私は自分の実力を認められたので得意ではあつた。」 List. Ebenda. S. 36. Anm. 邦訳47頁(註一)

なお、最近ファウビンケが、リストのメッテルニヒ接近を阻止せるはミュラーであると、主張している点に注意したい。同氏「リスト研究」(邦訳1959年度版)191頁。

- (10) Gehrig, Ebenda. S. 293.
 G. Eisermann, Die Grundlagen des Historismus in der deutschen Nationalökonomie. Stuttgart. 1956. S. 107.
 (11) A. Müller, Denkschrift in Bezug auf die Ausführung des 19ten Artikels der Bundesakte. 1820. Sein „Elemente der Staatskunst“. Jena, 1922, Bd II. S. 506.
 (12) フリードリッヒ・ゲンツ(1764-1832)はプロシヤ政府に仕え、初めフランス革命に同情の態度をみせ、のち反対シパークの「フランス革命についての諸考察」を独訳した。メッテルニヒの顧問となり紺納会議の議長をつとめた。ミュラーの保守主義的思考はゲンツの訳書の導くところといわれる。
 (13) 「18世紀の外交的密議政策の貴族主義的名匠たるメッテルニヒは、政治の完全な公開性と国民による監督を要求する、この民主主義者(リスト)に扇動的陰謀を企てる責を負わしめた。個々の目的を追求していた戦術家(メッテルニヒ)はこの天才的理論家を理解せず、その眼界は世界大の水準を失つていたのである」。Gehrig, Ebenda. S. 276.
 (14) W. Roscher, Geschichte der National = Oekonomie in Deutschland. München. 1874. Neudruck. S. 976.

J. Baxa, Deutsche und undeutsche Volkswirtschaftslehre. Ständisches Leben. (1931)
S. 289.

(15) 新産業組織の裏面に就て下せる両者の批判は次の如くであり、立論の相違に注目すべきであろう。

ミュラーは「貨幣奴隷……今日支配的であるこの種の奴隷制度は、表面上は自由と虚偽の感情とが結ばれているが故に、最悪のものである。」⁽¹⁶⁾といい、リストは「現代において工業に附随する弊害を、工業そのものを拒否する動機に利用せんとするのは、実に悲しむべきことである。無産者の階級よりも遙かに大きな弊害がある。それは空虚な国庫—国民的な無力—国民的隷属—国民的死滅これである。」⁽¹⁷⁾と述べている。

(16) Adam Müller, Von der Notwendigkeit einer theologischen Grundlage der gesamten Staatswissenschaften und der Staatswirtschaft insbesondere. 1819. Neudruck. S. 55. 訳文は榊原氏のもの。榊原巖氏「社会科学としてのドイツ経済学研究」(昭和33年)83頁。

(17) List. Ebenda. S. 45. 邦訳56頁。

(18) ミュラーとアンハルト・ケーテン侯との関係に就てバクサの一文がある。

J. Baxa, Herzog Ferdinand von Anhalt = Köthen und Adam Müller. 1925.

II

さて、リストの国家論であるが、これはその初期の一連の著作、なかでも「ヴェルテンベルクの国家統治論考」「ヴェルテンベルクの等族国会の憲法草案批判」等において論ぜられている。

その所説は社会契約説によるものの如く、「国家は自由に生れた人間から成立する。その力はすべての個人全体力であり、その目的は個人の福祉である。⁽¹⁾そして全体の福祉を実現するため、これらの個人は全体の力に合法的に結合する。それが国家である。」⁽²⁾国家は専制政治により、或は明示的契約によつて建設されたとしても、国民(個人の集団)が国家を組織する欲求を感じずるときは、そのいずれによるも同一である。「専制政治は国民と君主との契約に基礎をおく。国民が一個人に服従しその権利を行使せず、あるいは行使せんとする場合、そこに暗黙的な契約が成立する。しかし、この契約は国民がその権利を要求し、君主がこの権利を保護し支持することを認めるや終了する。かくて政府は国民と憲法上の折衝に入るが普通である。」⁽³⁾

かく契約によりすべての個人が全体に結合することは人間の諸関係の本性のなかに求めねばならぬといひ、またルソーの全体意思と一般意思に対比せらるべきはかれの一般意思と一般力である。いわく「国家目的を達するため造られた諸の法律関係が貫徹されるのは国家における一般意思と一般力によつてである。しかし、人間の本性上すべての個人が同一の意思をもたず、しかも力の表現は意思の統一に基くのであるから、一般力は意思の区々として一致せざる場合には表現し得ないことになる。諸個人から全体意思が生ずる」⁽⁴⁾。

この1789年の政治理念は一時独逸の思想界を席捲したが、解放戦争を境として次第に反省期に向う。リスト自身も「ヴェルテンベルクの国家学及び行政学綱要」の序文において、「われわれは独逸の公法制定時代に住んでいる。諸政府と諸国民は仏蘭西革命の恐ろしき演出をみ、二つの威大な教訓を汲取つた。一は諸国民は文化の現段階で市民的自由とそれを制限する諸形態の廃止の必要があること、他は既存の形態の暴力的顛覆は諸国民を予想もつかぬ破滅に投げ込むということである。……ここに仏蘭西革命の独逸に対する第三の恩恵がある。

それはわれわれに平和和協のうちに政治形態を時宜に適して形成すべきことを教えた。」⁽⁵⁾ことを指摘している。この反省はかれの郷里ロイトリンゲンの自由主義的雰囲気において行政官としての経験（それは同時にかれの国家論が行政論的構造に直結する所以といわれる。）と法学者マイエル J. C. v. Majer の講義の影響によるものであろう。この点、ミュラーが有機体理論の導入によつて国家契約説の克服に乗出した態度に較べ一段と興味が深い。が、かれの国家論の本質は国家契約になくて反つて諸コルポラチオン（自治体）の階層的・立体的構成たるところにある。「国家は多数の下級団体の最高の社会的結合であり、自然的自由を保守しながら、他の同種の社会的結合（諸国家）に対立している。」⁽⁶⁾国家の基底にあるは個人でなく、家族である。「人間は先ず家族のなかに住む」⁽⁷⁾。「家族は自然の紐帯によつて形成され、」⁽⁸⁾国家のなかで家父によつて代表さる。家父は家族の首長であり、家父の家はその館である。家族の上部に位するはゲマインデである。ゲマインデは家父による最初の社会的結合であり、相互の共同の活動により、個人を法の損傷から守り個人の福祉を促進する目的をもつ。次にディストリクトがあり、プロヴィンツがある。最後に国家がある。この階層組織は自然の運行で、それには逆い難い根拠がある、というのである。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

かく個人は直接国家に結びつかず、その間に各種のコルポラチオンが介在する。これをコルポスチオン制度又はインヌング制度という。⁽¹¹⁾かくリストの国家構造は諸コルポラチオンの「下から」築かれる階層組織である。当時の独逸国家学はかかる一面をもつと考えられ、現にミュラーも一時国家の階層性を主張したことがある。⁽¹²⁾それは「上から」の組織とされ、また家族を基本的な国家機関とみているのであるが、リストはそれに代うるに上級単位ゲマインデをもつてする。これ、恐らく家族の関心が家族員の利害に止まるのに、一般の福祉は上級の団体によつて実現さる、という確信にいずれのものであろうか。「個人の利益が今後政治団体の唯一の車輛であり、またある限り、而もそれがなお個人の眼界のなかにあるときのみ、この紐帯は確固たり得る。個人は何かの事件に利・不利を感じるとき興味を懐く。個人の教養の段階が高ければそれだけ視界を広げる。低ければ一般の利害のなかで自己の利益を認むるにすぎぬ。最高の教養人は世界市民であり、あらゆる独立国家の一コルポラチオンを国家聯合のひとつたらしめんと欲する。低き教養人は精々（身近な）ゲマインデコルポラチオンに意味をみいだすだけである。かれはただ閑接にこのコルポラチオンを通じて国家の福祉に導かれる。この連絡なければ大衆は公けの福祉を認め得ないだろう。」⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾「多数共存する人間は共同の目的のため結合する必要（性）を感じるとき、そこにゲマインデが成立する。」⁽¹⁵⁾「ゲマインデとは、一定の地域内における多数の国家市民の、国家によつて一般的に規制された結合であつて、国家市民の人格と財産とに関して次の二つの目的をもつものである。すなわち第一には、一地方または国家内の全地方のゲマインデの結合によつてのみ果し得ることは別として、共同の活動を通じてすべての個人の福祉を促進することであり、第二には、この結合を通じて国家という団体を一層しつかりと基礎づけ、その規則的行政を可能にすることである。」⁽¹⁶⁾

かように、ゲマインデは国家結合の最底の単位たると同時に個人と国家との結節点たる地位にある。個人はゲマインデ生活のなかで、またそれを通じて各自の福祉を促進するが、ゲマインデは叙上の任務を遂行しながら、互いに「道徳的人格を形成し、国家人格の一部となる。」⁽¹⁷⁾ゲマインデの運営（行政）はマギストラートと市民の代表機関に分かれて行われる。前者はゲマインデ理念の実現者であり、恰も君主の国家理念におけるが如くである。その実施は市民の公選による代表機関の同意の下に行う。両者の上級機関としてオーバアムトが

ある。これはベチルク・コルポラチンに属し、その行政官吏は国王の任命による。かかる行政組織の最高の地位を国家が占め、最高権力の所有者は世襲君主である。⁽¹⁸⁾

国家はかかる行政機関をもつ各コルポラチオンの階層を内包する最高の社会的結合であつて、全体の福祉を促進するため個人の力を制限し結集する。しかし、個人は自己の幸福の創造者なるが故に、その自由なる活動をまったく制限してはならない。その制限は個人の自然的自由が全体の福祉と一致せざるとき法規によつて可能となるに過ぎぬ。「国家に住むあらゆる個人は憲法により全体目的を達成するために、その自然的自由とその財産を制限される。」⁽¹⁹⁾ かかる諸制限のうち、いま問題となるは財産のそれであつて、かれは「憲法草案批判」第六章の財産の不可侵を論ずるにあたり、「私有財産は憲法上の要求によつてのみ制約される」と説き、それ以外はとくに、全体の福祉が平等の原則に従ひ法の自由な許容により、これを要求するとき、また平等の原則なきときは十分な補償により行わる。⁽²⁰⁾ とし、進んで「国家は対内的にも対外的にも、全体の需要に応ずる力の要求量を提供するため、個人の力を結集する」⁽²¹⁾ 権利を保有すべきであると論じている。かく、青年リストはすでに私有財産をふくむ経済領域への国家干渉の必要を認めている。がそのため、国家目的に反せざる個人の自由なる活動はその自由なる活動を阻碍せざるよう、全力をもつて国家これを保護すべきであるとしている。⁽²²⁾ この原則は主著において補足され、「国家権力は決して私的産業を制限するものではなく、反対に国民の人的な力・自然力に対してより広大な活動の舞台を提供するものである。」⁽²³⁾ と述べられるに至つた。その限り、かれはモール流の法治国家思想をいだいてきたとみることもできよう。⁽²⁴⁾

かく、国家はコルポラチオンの階層的構造であるが、なお国家の上に聯邦国家や世界国家の理念があることを指摘しておかねばならぬ。「遂に土地の諸関係・人民の血統・性格・言語・利益若くは諸の出来事の進行までもが一つのより高度の統一に限界を与え、而して国家が国家に対してその相互の自然的自由に於て対立するに至る。」また「世界国家が可能たり得るのは現存の諸国家が同一の進行に於て結合し、やがて竟には自然的自由が五大州の結合と共に消失するに至る時のみである。」⁽²⁵⁾ と断言しているのであるが、これらの構想は、後年にもひき継がれ、「現在の世界情勢の下では大国民はいずれも、その不断の興隆と独立との保証を何よりも先ず自国の力の独自の且つ均等な発展のうちに求めねばならぬ。」といい、ナチオナリズムの主張を吐露しつつ、「かく歴史の示すところによれば、諸々の制限は思弁的な人間の頭脳の所産でなくて、独立もしくは優勢を獲んとする諸国民の関心ならびに努力の相違、それ故に国民的嫉妬と戦争との自然的結果であり、そしてこの制限はまた、かかる国民的利益の衝突を以てのみ、従つて制定法の下における諸国民の結合によつてのみ撤廃され得る。」⁽²⁶⁾ とも提言する。だが、かかる「世界聯合が合理的であるとはいへ、一定の国民がかくの如き聯合および永久平和の大なる利益を期待して、恰もかかる世界聯合が既に存在しているかのよう」⁽²⁷⁾ に、その国民的政策の諸原則を決定せんとするならば、それは不合理な行動であろう。」⁽²⁸⁾ と結論するのである。(未完)

—1960・11・8—

(1) 「国家目的は以前の国家経済学者が欲した如く、^{ナチオン} 国民は可能的に強い人民たれ、というにあるのでない、この学説は極めて有害な結論である。そしてひとはこんど国家目的を個人の福祉のなかに求める、近代に感謝すべきであろう。」 F. Lenz, Friedrich Lists Kleinere Schriften. (Herdflamme) Jena. 1926. S. 67.

- (2) Lenz, Ebenda. S. 129.
- (3) Lenz, Ebenda. S. 129 ff.
- (4) Lenz, Ebenda. SS. 137-8. 板垣与一氏の敘述に従う。 同氏, 「政治経済学の方法」(勤草学術選書版) 265頁。
- (5) Lenz, Ebenda. S. 292.
- (6) Lenz, Ebenda. S. 23.
- (7) Lenz, Ebenda. S. 130.
- (8) Lenz, Ebenda. S. 136.
- (9) Lenz, Ebenda. S. 23.
- (10) Lenz, Ebenda. S. 133.
- (11) Lenz, Ebenda. S. 319.
- (12) 拙稿「アダム・ミュラー」(信州大学文理学部紀要・第9号)
- (13) 両者のこの問題処理の相異はまたリストが家族を契約以前の社会集団とみたことにも原因しよ
う。 Lenz, Ebenda. Einführung, XVII.
- (14) Lenz, Ebenda. S. 25.
- (15) Lenz, Ebenda. S. 24.
- (16) Lenz, Ebenda. S. 28. 小林氏訳文による。小林昇氏「リストの生産力論」(昭和23年) 227頁。
- (17) Lenz, Ebenda. S. 25f.
- (18) Lenz, Ebenda. SS. 146-47. 小林氏前掲書 228-230頁。
- (19) Lenz, Ebenda. S. 221ff.
- (20) リストは個人財産, 国家財産ないしゲマインデ財産等を認め, とくにゲマインデ財産を重視す
る。「集中化された国家財産のうちにはなく, 否! 正にこのゲマインデ財産のうち国民の諸力
が含まれている。もしこの分枝が損傷するならば国民的力の大部分は失われる⁽²⁹⁾」。ところで, かか
る国民的諸力の保存と増殖とはゲマインデ財産の資本主義的運営に求められることになる。古独逸
の農業制度たるアルメンデの遺制すら, 合理的農業の精神をもつて, 「個人の権利を全体の利用の
目的のために集中し, 個人の黙許のうちにこれを利用する」ことをすすめた, と伝えられている⁽³⁰⁾。
- (21) Lenz, Ebenda. S. 223.
- (22) Lenz, Ebenda. S. 137.
- (23) Gehrig, Ebenda. S. 26.
- (24) List, Ebenda. S. 260. 邦訳上巻260頁。
- (25) 拙稿「経済政策の理念」(信州大学文理学部紀要第7号) 序に, リストとモールとの関係を明か
にしたい。モールはリスト罷免後のチュービンゲンの教授だったK. H. F. クレールの没後, 1824~
45年に至る間その国家学教授の地位にあり, 1846年なおい一度リストと互に敬意をこめた書信を往
復したという⁽³¹⁾。またリストも主著の序文で, 「モールの警察学^{ポリアイ・ワイツェンシャフト}(1832年)は保護制度に関する極め
て多くの正しい見解を包含している」と述べている⁽³²⁾。
- (26) Lenz, Ebenda. S. 131. 板垣氏の訳文。前掲書 281頁。
- (27) List, Ebenda. S. 201. 邦訳同上206頁。
- (28) List, Ebenda. S. 275. 邦訳同上275頁。
- (29) Lenz, Ebenda. S. 40. 訳文は高島氏。高島善哉氏「社会科学者としての スミスとリスト」(昭
和28年) 271頁。
- (30) Carl Brinkmann, Friedrich List. 1947. Berlin und Stuttgart. S. 35.
- (31) Friedrich Bülow, Friedrich List. Göttingen. 1959. S. 21ff.
- (32) List, Ebenda. Vorrede. S. 35. 邦訳同上 上巻45頁。